

生徒・保護者の皆様

北海道札幌白陵高等学校長 遠 藤 孝 一

新型コロナウイルス感染症に係る出席停止の取り扱いについて

新録の候 保護者の皆様にはますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より本校教育活動の推進に対し、御支援御協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、令和5年5月8日より新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことにともない、出席停止の取り扱いについて次の通り変更となりますので、御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

記

1 法律上の変更点について

新型コロナウイルス感染症については、学校保健安全法施行規則第18条の学校において予防すべき感染症(学校感染症)としての位置づけが見直され、これまでの第1種感染症から、インフルエンザ等と同じ第2種感染症となりました。また、出席停止期間の基準も「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」(無症状の感染者については、検体を採取した日から5日を経過するまで)と規定されました。

2 出席停止の手続きの変更点について

これまで、新型コロナウイルス感染症にかかった場合の出席停止は、口頭での申し出をもって手続きを進めていました。今後は、学校保健安全法で定められている他の感染症と同様、①受診して医師の診断を受けること ②出席停止証明書及び登校許可書を提出すること ③「薬の説明書」等受診したことがわかる書類を提出すること の3点が必要となります。

3 具体的な手順について

- ①新型コロナウイルス感染症を含む感染症(インフルエンザ等)で病院を受診し、医師から出席停止を指示された場合は、学校に連絡をお願いします。
- ②学校から、「出席停止証明書及び登校許可書」を送付しますので、必要事項の記入をお願いします。
- ③出席停止の解除後、最初の登校日に、①病院でもらった「薬の説明書」(薬入っていた袋、領収証等でも可)と②「出席停止証明書及び登校許可証」の2点を生徒が持参し、提出します。

4 その他

- ・陰性証明は不要です。
- ・「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあることをいいます。
- ・「発症した後5日を経過」や「症状が軽快した後1日を経過」については、発症した日や症状が軽快した日の翌日を1日目とします。
- ・出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨します。
- ・不明な点等ございましたら、学校(011-871-5500)までお問い合わせください。